

改正後

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
㉓	..	..	..	※1 .....
(イ)				(1) .....
(ロ)				(2) .....
(ハ)				(3) .....
(ニ)				(4) .....
(ホ)				(5) .....
				(6) 同条第17 項に規定す る共同生活 援助
				※2 .....

改正前

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
㉓	..	..	..	※1 .....
(イ)				(1) .....
(ロ)				(2) .....
(ハ)				(3) .....
(ニ)				(4) .....
(ホ)				(5) .....
				(6) 同条第15 項に規定す る共同生活 援助
				※2 .....

改正後

別表3  
特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
④	.....	.....	.....	※1 ..... ※2 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第6条第3号に掲げる博物館又は.....地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第6号に掲げる業務.....

改正前

別表3  
特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
④	.....	.....	.....	※1 ..... ※2 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第5条第3号に掲げる博物館又は.....地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第5号に掲げる業務.....

改 正 後

別表 4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③	<p>.....、平成6年1月1日から平成32年12月31日までの間に、.....</p> <p>(イ) .....。</p> <p>(ロ) .....。</p> <p>(ハ) .....。</p> <p>(ニ) .....。</p> <p>(ホ) .....。</p> <p>(ヘ) .....。</p>	.....	.....	※ .....。
③の2	<p>.....、平成6年1月1日から平成32年12月31日までの間に、.....</p> <p>(イ) .....。</p> <p>(ロ) .....。</p> <p>(ハ) .....。</p>	.....	.....	※ .....。

改 正 前

別表 4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③	<p>.....、平成6年1月1日から平成29年12月31日までの間に、.....</p> <p>(イ) .....。</p> <p>(ロ) .....。</p> <p>(ハ) .....。</p> <p>(ニ) .....。</p> <p>(ホ) .....。</p> <p>(ヘ) .....。</p>	.....	.....	※ .....。
③の2	<p>.....、平成6年1月1日から平成29年12月31日までの間に、.....</p> <p>(イ) .....。</p> <p>(ロ) .....。</p> <p>(ハ) .....。</p>	.....	.....	※ .....。

②⑤	<p>農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号《定義》に規定する農用地(※1)で農業振興地域の整備に関する法律第8条第2</p>	<p>(イ) .....証する書類(※3)</p> <p>(ロ) .....</p> <p>(ハ) .....</p>	.....	.....	<p>※1 農地(耕作(農地法第43条第1項《農作物栽培高度化施設に関する特例》の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下</p>
----	--	---	-------	-------	---

②⑤	<p>農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号《.....》に規定する農用地区域内にある農用地が、.....、同項に</p>	<p>(イ) .....証する書類(※2)</p> <p>(ロ) .....</p> <p>(ハ) .....</p>	.....	.....	
----	--	---	-------	-------	--

改正後				改正前				
<p>項第1号《・・・》に規定する農用地区域内にある<u>ものが</u>、・・・、同項に規定する農地利用集積円滑化団体等<u>(※2)</u>・・・</p>			<p><u>この項において同じ。)</u>の目的に供される土地をいう。以下この項において<u>同じ。)</u>又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。</p> <p>※2 ……。</p> <p>※3 ……。</p>	<p>規定する農地利用集積円滑化団体等<u>(※1)</u>・・・</p>				<p>※1 ……。</p> <p>※2 ……。</p>

改正後					改正前				
別表5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
④	(イ) …… (ロ) …… A 左の農用地区域として定められている区域内にある農地若しくは採草放牧地… (A) …… (B) …… B …… (A) これらの資産が左の農用地区域として定められている区域内にある旨… ……又は農地の保全又は利用上必要な施設で一定のもの(※3)の用に供することとされている土	…… …… …… …… ……	措置法34条の3 2項1号 措置法令22条の9 1項 措置法規則18条4項4号	※1 …… ※2 …… (1) …… (2) …… ※3 農地の保全又は利用上必要な施設で一定のものは、農用地区域として定められている区域内にある農地を保全し、又は耕作(農地法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)の用に供するために必要なかんがい排水施設、ため池、排水路、又は当該農地の地すべり若しくは風	④	(イ) …… (ロ) …… A 農地若しくは採草放牧地… …… (A) …… (B) …… B …… (A) これらの資産が左の農用地区域内にある旨… ……又は農地の保全又は利用上必要な施設の用に供することとされている土地… ……	…… …… …… …… ……	措置法34条の3 2項1号 措置法令22条の9 1項1号 措置法規則18条4項4号	※1 …… ※2 …… (1) …… (2) ……

改 正 後					改 正 前				
<p>(※3)の用に供する土地を含む。)又はこれらの土地の上に存する権利(以下この項において「農地等」という。)を譲渡した場合</p>	<p>地…………… (B) …… (ハ) ……</p>	<p>…………… ……………</p>		<p>害を防止するために直接必要な施設をいう。</p>	<p>た場合</p>	<p>(B) …… (ハ) ……</p>	<p>…………… ……………</p>		
<p>(廃 止)</p>					<p>⑤ 独立行政法人農業者年金基金に対し、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第4項の規定により、なおその効力を有するものとされる平成13年改正前農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第81条第1項《農地等の買入れ》に規定する区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第8条第2</p>	<p>(イ) 改正前の農業者年金基金法第81条第1項の規定により当該農地等を買入れたものである旨を証する書類 (ロ) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類 A 当該農地等が農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域の区域内にある場合 当該農地等の所在地が同項に規定する農用地区域の区域内である</p>	<p>独立行政法人農業者年金基金  都道府県知事又は市町村長</p>	<p>措置法34条の3第2項1号 措置法令22条の9第1項2号 措置法規則18条4項5号</p>	<p>※ 「農地等」とは、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。</p>

改 正 後					改 正 前				
					項第1号に規定する農用地区域として定められている区域内にある平成13年改正前農業者年金基金法第81条第1項の農地等(※)を譲渡した場合(同項の規定による買入れに該当する場合に限る。)	旨を証する書類 B 当該農地等の所在地が都市計画法第7条第1項《市街化区域及び市街化調整区域》の市街化区域と定められた区域以外の区域内にある場合 当該農地等の所在地が当該区域内である旨を証する書類	農林水産大臣		
⑤	(イ) …… (ロ) …… A …… B ……	…… ……	措置法34条の3 2項2号 措置法規則18条 4項5号		⑥	(イ) …… (ロ) …… A …… B ……	…… ……	措置法34条の3 2項2号 措置法規則18条 4項6号	
⑥	……	……	措置法34条の3 2項3号 措置法規則18条 4項6号	※ ……。	⑦	……	……	措置法34条の3 2項3号 措置法規則18条 4項7号	※ ……。
⑦	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法34条の3 2項4号 措置法規則18条 4項7号	※ ……。 (1) …… (2) …… (3) (1)又は(2)の土地の保全… (4) 耕作又は養畜の業務	⑧	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法34条の3 2項4号 措置法規則18条 4項8号	※ ……。 (1) …… (2) …… (3) (1)及び(2)の土地の保全…

改 正 後					改 正 前				
する権利に限る。)･･････				のために必要な農業用施設(3)の施設を除く。)で農林水産省令で定めるものの用に供される土地	に存する権利に限る。)･･････				
⑧ ･･････	･･････	･･････	措置法34条の3 2項5号 措置法規則18条 4項8号	※ 「農用地」とは、耕作(農地法第43条第1項《農作物栽培高度化施設に関する特例》の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)の目的･･････。	⑨ ･･････	･･････	･･････	措置法34条の3 2項5号 措置法規則18条 4項9号	※ 「農用地」とは、耕作の目的･･････。
⑨ ･･････	･･････	･･････	措置法34条の3 2項6号 措置法規則18条 4項9号	※ ･･････。	⑩ ･･････	･･････	･･････	措置法34条の3 2項6号 措置法規則18条 4項10号	※ ･･････。
⑩ ･･････	･･････	･･････	措置法34条の3 2項7号 措置法規則18条 4項10号	※ ･･････。	⑪ ･･････	･･････	･･････	措置法34条の3 2項7号 措置法規則18条 4項11号	※ ･･････。
⑪ ･･････	･･････	･･････	措置法34条の3 2項8号 措置法規則18条		⑫ ･･････	･･････	･･････	措置法34条の3 2項8号 措置法規則18条	

改 正 後					改 正 前				
			4項11号				4項12号		
⑫	.....	.....	措置法34条の3 2項9号 措置法規則18条 4項12号		⑬	.....	.....	措置法34条の3 2項9号 措置法規則18条 4項13号	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b><u>附 則</u></b></p> <p><u>(経過的处理…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の「別表 4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表」中の「区分欄㊸」及び「別表 5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表」の取扱いは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）の施行の日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>(新 設)</b></p> <p>(新 設)</p>